

刑事訴訟法の再審規定の速やかな改正を求める意見書

冤罪は、国家による取り返しのつかない重大な人権侵害であり、その唯一の救済手段である再審制度については、刑事訴訟法第4編再審に定められている。

しかしながら、現行の刑事訴訟法では再審請求手続に関する規定は19箇条しかなく具体的な審理の進め方や証拠開示の基準等は、事件を担当した裁判所の裁量に委ねられている現状にある。そのため、事件を担当する裁判所によって審理の進め方が異なっており、再審請求手続の審理の適正さが制度的に担保されず、公平性も損なわれている。

適正かつ公平な裁判手続の下、冤罪被害者を速やかに救済するためには、再審手続に関する法の不備を速やかに是正する必要がある。

よって、国におかれては、冤罪被害者を一刻も早く救済するため、刑事訴訟法の再審規定の速やかな改正を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和7年9月24日

鳥取市議会議長 星 見 健 蔵

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
法 務 大 臣
様